

諮問事項に関して、さらに御議論いただきたい事項について

1. 防犯・交通安全についての一層の充実方策等

(1) これまでの主な経緯等

平成 30 年 2 月	「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の作成・配布
平成 30 年 5 月	下校中の児童が殺害される事件が発生
平成 30 年 6 月	「登下校防犯プラン」決定・実施 →防犯の観点による通学路緊急合同点検の実施、見守り活動の充実等
令和 元年 5 月	保育園児の集団での移動中の交通事故
令和 元年 5 月～	未就学児等の交通安全緊急対策の実施 →緊急合同点検の実施、スクールゾーンの設定促進、見守り活動の充実等
令和 元年 5 月	スクールバスを待つ児童等殺傷事件
令和 元年 6 月～	児童等殺傷事件を受けた政府としての取組の実施 →不審者情報の共有、「登下校防犯プラン」に基づく通学路の緊急合同点検の実施
令和 3 年 6 月	児童の集団中の列に車が突っ込む交通事故
令和 3 年 7 月～	通学路における合同点検等の実施

(2) 現状・課題

緊急合同点検の実施や危険箇所への対策、見守り活動の充実、スクールゾーンの設定の促進をはじめ、地域ぐるみで子供を守るための対策の充実を図ってきたが、児童生徒等の安全を脅かす事件・事故等が依然として発生している。

(参考)

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組状況の実施（令和 2 年 12 月現在）

- 推進体制の構築 構築している市町村 1,710/1741
- 交通安全プログラム 策定している市町村 1677/1710

(3) 今後の方向性（案）

- ・国土交通省や警察庁等の関係機関と連携し、新たに明らかになった危険箇所等に対する具体的な対策を実施する。
- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働本部等の仕組みを生かし、地域ぐるみでの児童生徒等の安全の確保について一層の充実を図る。

2. 新たな課題（SNSの普及、新たな危機事象）への対応

(1) これまでの主な経緯等

2次計画における記述より抜粋

2. 安全に関する教育の充実方策

(3) 現代的課題への対応

<具体的な方策>

- 国は、安全教育に関する各種参考資料の作成等に当たって、上記の現代的な課題についても取り入れることなどにより、各学校での取組を促す。
- 児童生徒等をインターネット上の有害情報から守り、また、児童生徒等の情報モラルを育成するとともに、携帯端末を利用しながらの歩行等による交通事故を防ぐため、教職員や保護者が児童生徒等を取り巻く ICT 環境の現状を正確に理解し、学校、家庭、関係省庁、民間企業、地域社会等が一体となって、技術の進展に柔軟に対応した対策に取り組むことが必要である。

文部科学省の取組

- 現代的な課題への対応として、情報モラル教育を推進するため、学習指導要領に情報モラルに関する内容を記載し、児童生徒向け啓発資料の作成・配布、独立行政法人教職員支援機構による情報教育の中核的な役割を担う教員を対象とした研修やセミナーの実施
- ネットを通じた子供の性被害の防止に向けて、文部科学大臣と国家公安委員長との共同メッセージ及びリーフレット（警察庁、文部科学省）の配布
- ネット利用に関わり地域における啓発活動として、「ネットモラルキャラバン隊」、「ネット対策地域スタートアップ事業」等を実施
- 子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、「e-ネットキャラバン」（総務省、文部科学省）を実施
- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進するために教材を作成・配布（内閣府・文部科学省）（令和3年4月）【資料2-3参照】

(2) 現状・課題

児童生徒が自ら撮影した画像に伴う被害児童生徒数や、SNSに起因する被害児童生徒数は増加しており、児童生徒等を取り巻く ICT 環境や技術の進展など社会状況の変化を踏まえた新たな視点からの対策が必要である。

(3) 今後の方向性（案）

- ・情報モラル教育を推進するとともに、「生命（いのち）の安全教育」の教材等を活用した取組等を実施する。
- ・関係省庁等が連携し、インターネット利用上の課題に対して、児童生徒が主体的に安心・安全な利用に向けて取り組む教育活動を促進する。

3. 新型コロナウイルス感染症対策と安全対策の両立

(1) これまでの主な経緯等

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインより抜粋

(5) 学校安全の確保

① 熱中症事故の防止について

児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりする自治体や学校も考えられることから、その際の児童生徒等の健康確保に向けた取組に一層留意する必要がある。このため、適切な水分補給や処置を行うことができる環境の整備や、空調設備等の整備状況や気象状況等にも留意した休業日等の取扱いについて万全を期す。

② 登下校時の安全確保について

児童生徒の登下校時の安全確保については、各学校において、児童生徒に対して交通安全や防犯の観点も踏まえた安全指導を行うことや、地域と連携した見守り活動の実施等に取り組むことが重要である。特に、感染症対策のため分散登校が実施される場合には、児童生徒が通学路を一人で登下校するといったことも想定されるので、安全確保については特段の注意をする必要がある。

また、登下校時の安全確保については、教育委員会・学校と警察や自治体の交通安全担当部署、PTA や保護者、地域のボランティア等との連携が重要であり、スクールガード・リーダーなどの見守りの専門家も活用することが考えられる。その際、特に通学に不慣れな小学校第1学年の通学中の安全確保については十分に注意する。

→別紙参照「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
(2021. 4. 428 Ver. 6)

(2) 現状・課題

各学校において、「衛生管理マニュアル」や諸通知等を踏まえながら、新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策等の両立を図りながら安全の確保が図られてきている。引き続き全ての学校で児童生徒の安全が確保されるよう徹底していく必要がある。

(3) 今後の方向性（案）

- ・児童生徒等に、感染症予防に関する保健指導と安全指導について横断的に関連を図りながら指導を行う。
- ・マスク着用と熱中症予防について、熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させること等について周知を徹底する。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
 ～「学校の新しい生活様式」～
 (2021. 4. 28 Ver. 6) より抜粋

(P 46、47より抜粋)

(3) 「密接」の場面への対応 (マスクの着用)

①マスクの着用について

学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべきと考えられます。

ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、以下のとおり臨機応変に対応してください。



1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。

2) 気温・湿度や暑さ指数 (WBGT)¹が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。(暑さ指数 (WBGT) は環境省ウェブサイト <https://www.wbgt.env.go.jp> で提供)

※夏期の気温・湿度や暑さ指数 (WBGT) が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいです²が、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。

※児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。

※登下校中の対応については、「第3章 7. 登下校」を参照してください。

3) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用しましょう。配慮事項等については別添資料2 (事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」(令和2年5月21日)) を参照してください。

¹ 暑さ指数 (WBGT) とは、気温・湿度・輻射熱の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標で、熱中症の発生と関連しています。

² 別添資料6 (「熱中症事故の防止について (依頼)」(令和2年5月27日付け文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 初等中等教育局教育課程課長通知)) 参照

(P 6 1、6 2より抜粋)

7. 登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要です。

- ・ 登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させます。
- ・ 集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導します。
- ・ また、夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時には、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導します。³小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行います。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導します。
- ・ 公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用する、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討します。

スクールバスを利用するに当たっては以下のことが考えられます。

- ・ 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- ・ 乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる
- ・ 可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること
- ・ 利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること
- ・ 利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ・ 多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること

³ <「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント>に掲載されている「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について」では、「特に、熱中症になりやすい高齢者、子ども、障害者の方々は、より注意する必要があります」とされています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html